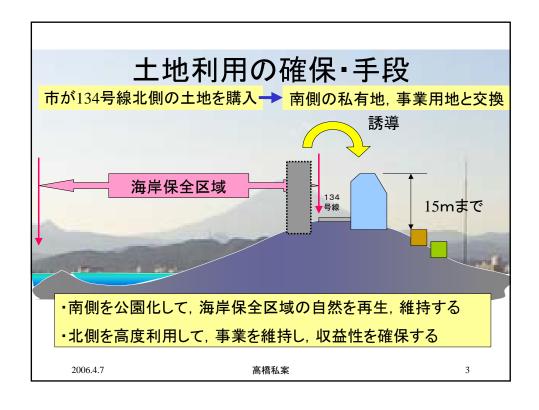
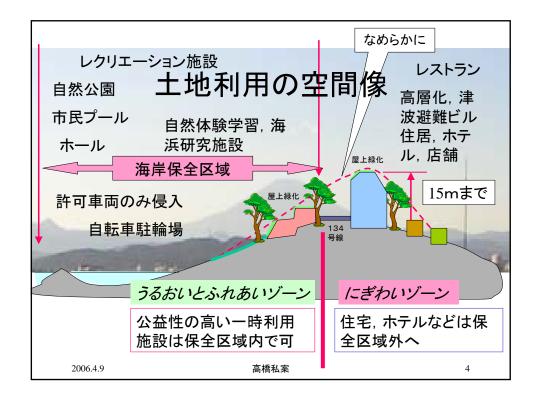




高橋一紀 1





高橋一紀 2

要求性能

- 法の趣旨を踏まえ、法的に矛盾しないこと
- 海浜の生態系を1990年の状態に回復させること
- 現在の地区居住者の経済基盤を維持すること
- 海岸侵食, 津波などに対する防災・避難体制を 確保すること
- 134号線からの海側の自然景観の眺望を確保すること(北側を除く)
- 烏帽子岩からの海岸景観を保全すること
- 海岸保全区域の利用は公益性を確保すること

2006.4.9 高橋私案

具体的な対応策

- 防災:津波時に直近の国道もしくはRC3階建て建物に避難路を確保→海岸保全区域内は公益性の高い一時使用工作物のみに限定
- 生態・環境:本来の地形,地質条件をとり戻して, 生態系,砂浜を回復させる→漁港突堤の改変 (or撤去)
- 景観・防災:景観・災害を見据えた土地利用とする→海岸法,景観法を活用
- 経済: 自然の恵みを活用した経済活動→景観, 風土を活かし, 商業施設は国道北側に限定

2006.4.9 高橋私案 6

高橋一紀 3